

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市契約規則の一部を改正する規則【技術監理局契約部契約制度課】 3

◇ 告示

- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定【財政局税務部課税第一課】 5
- 指定管理者の指定の一部変更（2件）【建築都市局計画部都市交通政策課】 6
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 8
- 指定管理者の指定の一部変更【建築都市局住宅部住宅管理課】 9
- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】 10

◇ 公告

- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画の変更【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 11
- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 12
- 物品等調達契約に係る一般競争入札の公告【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 13
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 16

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市契約規則の一部を改正する規則

電子契約の導入に伴い、関係規定を改めることにしました。
この規則は、令和6年2月1日から施行することにしました。

北九州市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月15日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第1号

北九州市契約規則の一部を改正する規則

北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第15条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 第22条の規定による契約書への記名押印をせず、又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）をしないとき（第24条第1項の規定により契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書等」という。）の作成を省略するときを除く。）。

第15条第3号中「または」を「又は」に改める。

第22条第1項中「または」を「又は」に、「記名押印し」を「記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名し」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第3項中「仮契約書」の次に「又は仮契約内容を記録した電磁的記録」を加える。

第23条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条本文中「記載する」を「記載し、又は契約内容を記録した電磁的記録に記録する」に改め、同条ただし書中「記載事項」を「記載し、又は記録する事項」に改める。

第24条の見出し中「契約書」を「契約書等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「契約書」を「契約書等」に改め、同項第6号中「契約書」を「契約書等」に改め、同条第2項中「契約書」を「契約書等」に、「前項第1号」を「前項第1号」に、「、請書」を「請書若しくは請書に記載すべき内容を記録した電磁的記録」に、「、公文書」を「公文書」に改める。

第28条本文中「前条第1項」の次に「の規定」を加え、同条ただし書中「契約書」を「契約書等」に、「または」を「又は」に改める。

第34条ただし書中「契約書」を「契約書等」に、「または」を「、又は」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

北九州市告示第 15 号

北九州市市税条例（昭和 38 年北九州市条例第 85 号）第 22 条の 3 第 1 項第 3 号イに規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、令和 5 年 1 月 1 日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 15 日

北九州市長 武 内 和 久

法人の名称	主たる事務所の所在地
独立行政法人労働者健康安全機構	神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1 番 1 号

北九州市告示第16号

北九州市営天神島駐車場、北九州市営勝山公園地下駐車場及び北九州市営室町駐車場に係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和6年1月15日

北九州市長 武内和久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州市営天神島駐車場	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市営勝山公園地下駐車場	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市営室町駐車場		

北九州市告示第 17 号

北九州市営黒崎駅西駐車場に係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 15 日

北九州市長 武 内 和 久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州市営黒崎駅西駐車場	前	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
	後	平成 31 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月15日

北九州市長 武内和久

医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ひいらぎこころクリニック小倉院	北九州市小倉北区浅野一丁目1番1号アミュプラザ小倉東館4階	令和6年1月1日

北九州市告示第 19 号

北九州市営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の規定に基づき建設、買取り又は借上げをした住宅及びその付帯施設を除く。）に係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 15 日

北九州市長 武 内 和 久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州市営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の規定に基づき建設、買取り又は借上げをした住宅及びその付帯施設を除く。）	前	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
	後	平成 31 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第20号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成5年北九州市規則第29号）第2条第4項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を変更するので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月15日

北九州市長 武内和久

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
令和6年2月18日	午前10時から午後11時まで

北九州市公告第30号

北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月15日

北九州市長 武内和久

- 1 土地区画整理事業の名称
北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
北九州市
- 3 施行地区
北九州市小倉北区魚町四丁目の一部
- 4 事業施行期間
令和3年2月10日から令和10年3月31日まで
- 5 事務所の所在地
北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館5階
- 6 事業計画の決定の年月日
令和3年2月10日
- 7 事業計画の変更の年月日
令和6年1月15日

北九州市公告第 3 1 号

北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 5 5 条第 1 3 条において準用する同条第 1 0 項の規定により、当該事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 1 条の 2 の規定により、下記の事項を公告する。

令和 6 年 1 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 縦覧場所

北九州市小倉北区古船場町 1 番 3 5 号 北九州市立商工貿易会館 5 階
北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室内

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

北九州市公告第32号

一般競争入札により、物品等調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月15日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 業務名 LGWAN-ASP型RPAツール調達業務
- (2) 業務内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 市の指定する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

イ 期間 この公告の日から令和6年1月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和6年1月29日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

(5) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3007

北九州市公告第 33 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 15 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び数量
プラスチック収集用指定袋 560 万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 5 年 12 月 19 日
- 4 落札者の名称及び住所
プラテック株式会社
福岡市博多区金の隈三丁目 6 番 22 号
- 5 落札金額
3,459 万 9,400 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 5 年 11 月 7 日
- 8 落札方式
最低価格による。